

## 後期高齢者医療 住所地特例について

青森県外へ転出の際、通常は住所地のある都道府県の保険者へ加入となりますが、転入先が老人ホームなどの施設（※1）の場合、特例として引き続き青森県が保険者となります。

（※1）住所地特例の対象となる施設

- 病院または診療所
- 障害者支援施設
- 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム
- 有料老人ホーム、介護保険施設 など

この制度は平成30年4月より、住所地特例の施設がある保険者の給付費が増加し、財政運営に影響を与えることを防ぐために設けられました。

（※制度の運営が都道府県単位であるため、県内市町村での異動には適用されません。）

### ●国民健康保険 住所地特例の引き継ぎ

現在、佐井村の国民健康保険被保険者の方で、村外の住所地特例施設に入所している方の後期高齢者医療加入時も、以下のとおり変更となります。

#### 【今まで】

	入所	75歳到達
住所地：	B県B市	B県B市
保険者：	A県A市国保	B県広域連合

#### 【平成30年4月から】

	入所	75歳到達
住所地：	B県B市	B県B市
保険者：	A県A市国保	A県広域連合

【お問合せ】 住民福祉課 国保係 担当：山崎

## 平成30年度 国家公務員「税務職員採用試験」（高校卒業程度）のお知らせ

仙台国税局では、税務のスペシャリストとして活躍するバイタリティーあふれる税務職員を募集しています。

国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか？

### 【受験資格】

- 1 平成30年4月1日において高校卒業後3年を経過していない方および平成31年3月までに高校を卒業する見込みの方
- 2 人事院が1に掲げる者に準ずると認める方

### 【受験申込受付期間】

平成30年6月18日(月)から6月27日(水)まで

### 【受験申込方法】

受験申込みはインターネット申込みとする。

国家公務員試験採用情報NAVI (<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>)

### 【第1次試験日】

平成30年9月2日(日)

【お問合せ】 仙台国税局人事第二課試験研修係 ☎022-263-1111 (内線3236)  
人事院東北事務局 ☎022-221-2022